

山口県在宅保健師会「鈴の会」会則

(目的)

第1条 本会は、地域における保健活動の重要性を認識し、地域住民の健康づくりを支援するため、豊かな経験を生かし地域の保健活動に寄与すると共に会員相互の親睦を図る。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、山口県在宅保健師会「鈴の会」と称し、事務局を山口県国民健康保険団体連合会内（山口市朝田1980番地7）に置く。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域における保健活動を支援する事業
- (2) 研修会、親睦会等の開催
- (3) 保健活動に関する情報交換及び調査研究に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、山口県内に居住する在宅保健師で、本会の目的及び事業に賛同し入会手続をした者とする。

2 退会は、本人又は家族等の意志によりその手続をした者とする。また、2年間会費を滞納した者は、退会とみなす。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 1名
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事 6名
- (4) 会計 1名
会長の命により会の会計の任に当たる。
- (5) 監査 2名
会計を監査する。

2 役員は、会員の中から互選し、任期は2年とし再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の任期までとする。ただし、会計は、会長の指名によるものとする。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(会議)

第7条 総会及び役員会とする。

2 総会

総会は、定例総会及び臨時総会の2種とし、定例総会は原則として年1回開催し、事業計画、予算、事業報告、決算、会則、人事などについて協議決定することとし、出席者の過半数をもって可決とする。

3 役員会

役員会は、顧問、会長、副会長、理事、会計、監査で構成し総会に付議する事項、事業執行に伴う関係機関との調整及び緊急に処理する必要事項について審議する。役員会の構成員の過半数をもって定足数とし、議長は、会長が行うものとする。

(委員会)

第8条 本会に各種委員会を置くことができる。

- 2 広報委員会を置くことができる。

3 委員は、会員又は関係者の中から会長が委嘱する。

(経費)

第9条 本会の運営に要する経費は、年会費、補助金、寄附金その他収入をもって充てる。

2 年会費は、1,000円とし、当該年度の5月31日までに会長あて納入する。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この会則に定めるものの他、会の運営その他必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 本会則は、平成9年9月17日から施行する。

2 本会は、発足後、5年を節目として、会の在り方を見直すものとする。

3 会則一部改正 平成11年2月22日

4 会則一部改正 平成12年2月21日

5 会則一部改正 平成14年2月21日

6 会則一部改正 平成16年5月13日

7 会則一部改正 平成17年5月20日

8 会則一部改正 平成18年5月22日

9 会則一部改正 平成19年5月8日

10 会則一部改正 平成23年5月27日

11 会則一部改正 令和7年6月13日（令和7年4月1日から適用）